

令和5事業年度

業務実績に関する説明資料  
「評価の要約」

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構の概要

## 1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

## 2. 設立時期

平成15年10月1日

## 3. 役職員数（令和6年4月2日現在）

役員 6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））

職員 254名

## 4. 業務概要

### （1）中小企業退職金共済制度

#### ○一般の中小企業退職金共済制度

- ・中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金を支給する。

#### ○特定業種退職金共済制度

- ・特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業320円、清酒製造業300円、林業470円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金を支給する。

### （2）勤労者財産形成促進制度

#### ○勤労者財産形成持家融資制度

- ・勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する。

# ● 業務実績 評価項目一覧

中 期 計 画				評価項目No.	自己評価	ポイント
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	I 退職金共済事業	1 資産の運用 <b>【重要度 高】</b> <b>【困難度 高】</b>	(1) 制度の特徴及び運用の目的 (2) 資産運用の目標 (3) 運用の目標達成に向けた取組 (4) スチュワードシップ責任に係る取組 (5) 労働政策審議会と資産運用委員会の連携等	1-1	A	3
		2 一般の中小企業退職金共済事業	(1) 加入促進対策の効果的実施 <b>【重要度 高】</b> (2) サービスの向上 (3) 中退共システム再構築 <b>【重要度 高】</b> <b>【困難度 高】</b> (4) 確実な退職金の支給に向けた取組	1-2	B	8
		3 建設業退職金共済事業	(1) 加入促進対策の効果的実施 <b>【重要度 高】</b> (2) サービスの向上 <b>【重要度 高】</b> <b>【困難度 高】</b> (3) 確実な退職金の支給に向けた取組	1-3	B	13
		4 清酒製造業退職金共済事業	(1) 加入促進対策の効果的実施 <b>【重要度 高】</b> (2) サービスの向上 (3) 確実な退職金の支給に向けた取組	1-4	B	17
		5 林業退職金共済事業	(1) 累積欠損金の処理 <b>【重要度 高】</b> <b>【困難度 高】</b> (2) 加入促進対策の効果的実施 <b>【重要度 高】</b> (3) サービスの向上 (4) 確実な退職金の支給に向けた取組	1-5	A	21
	II 財産形成促進事業	1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	1-6	B	26	
	III 雇用促進融資事業		1-7	B	28	
II. 業務運営の効率化に関する事項						
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 <b>【重要度 高】</b> <b>【困難度 高】</b> 5 契約の適正化の推進	2-1	B	29		
III. 財務内容の改善に関する事項						
第3 財務内容の改善に関する事項		3-1	A	33		
IV. その他の事項						
第4 その他業務運営に関する重要事項	1 ガバナンスの徹底 <b>【重要度 高】</b> 2 人事に関する事項	4-1	B	34		
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 積立金の処分に関する事項		5-1	B	37		

# 評価項目 No. 1-1 退職金共済事業(資産の運用)

困難度 高

自己評価 **A**

重要度 高

## I 中期目標の内容【重要度 高】【困難度 高】

### (1) 制度の特徴及び運用の目的

- 機構資産の運用は、制度の特徴に特に留意し、専ら受益者たる共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって退職金共済事業を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保し、退職金を将来にわたり確実に給付することを目的として行うこと。

### (2) 資産運用の目標

- 退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。  
ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。

### (3) 運用の目標達成に向けた取組

- 基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異の原因を分析し、確認された原因を踏まえ、基本ポートフォリオ、リバンスルール、マネジャー・ストラクチャーの見直し等、必要な対応を検討し、実施すること。また、必要と判断された施策に遅滞なく着手、実施する。一連の検証、施策の実施については、適時に資産運用委員会において報告し、委員会の意見を踏まえて対応する。

### (4) スチュワードシップ責任に係る取組

- 共済契約者及び被共済者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。  
その際、「責任ある機関投資家」の諸原則を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。また、毎年度、スチュワードシップ活動への取組状況をまとめて公表すること。加えて、公的機関のアセットオーナーとして、フィデューシャリー・デューティーに反しない範囲で、持続可能な社会の実現を後押しするための活動について検討すること。

### (5) 労働政策審議会と資産運用委員会の連携等

- 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長をブリッジ役とする労働政策審議会と資産運用委員会との連携など関係機関との協力関係を維持・強化し、資産運用に係るガバナンス体制を引き続き整備すること。  
・資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて上記(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。

**【重要度 高】である理由：**共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすため。

**【困難度 高】である理由：**資産運用委員会に年間を通じて上記(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けるためには、

- ① プルーデント・エキスパート・ルール(注意義務)に則り、専門家としての注意力、技量、思慮及び勤勉さをもって、金融経済、地政学リスク等の環境のモニタリングや分析を行いつつ、運用機関を適切に管理するとともに、多段階的な定量的手法による分析を用いて基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャーの見直しの必要性を判断し、遅滞なく実施する必要があるため。
- ② スチュワードシップ責任を果たすための活動として運用機関に対する働きかけを行うに当たっては、機構自らが組織のガバナンスを実現することが前提条件となるほか、世界トップクラスの運用機関を動かす見識を示すことが必要であるため。

## Ⅱ 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<b>1資産の運用【重要度 高】【困難度 高】</b> ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保すること。 ただし、清酒製造業退職金共済事業及び清酒製造業退職金特別共済事業に係る資産においては累積剰余金の水準を勘案して必要な利回りを設定し、林業退職金共済事業に係る資産においては、累積欠損金の計画的な解消を図るための費用を加えて必要な利回りを設定すること。	資産運用委員会が作成する資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じてP3の(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けること。	左記評価報告書において、P3の(3)(4)の対応が適切に実施されたとの評価を受けた。	達成				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

## Ⅲ 評定の根拠

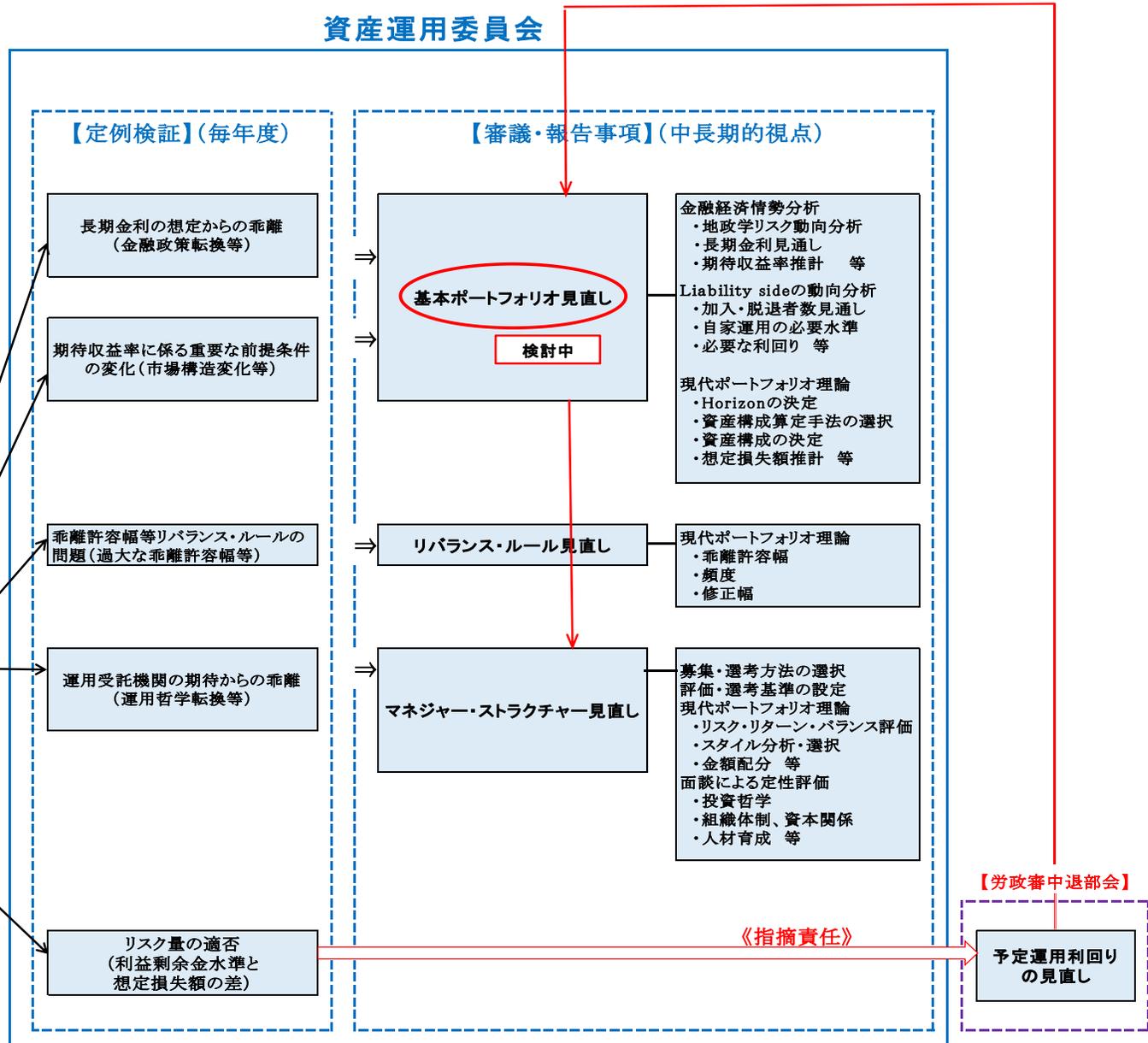
根 拠	理 由
<b>資産の運用</b>	令和5年度は引き続き分散投資と長期的投資の観点から運用受託機関のパフォーマンス管理に継続的に取り組んだほか、金融経済環境の大きな変化に直面したことによる、基本ポートフォリオの有効性、変更の必要性の検証に取り組んだ。また、サステナビリティを重視した運用の観点からは、近年活発化させているスチュワードシップ活動に加えて、責任投資方針を策定、公表した上で、PRI署名を実現した。その後も引き続き体制整備に取り組んでいる。 これらの活動は、資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、当機構の運用目的に適う運用が行われたものと評価された。

# 資産運用プロセス評価のイメージ (長期投資家としての視点での評価)

(単位: %)

中退共実績	令和5年度
予定運用利回り(年率)	1.00
必要な利回り(年率)	1.10
期待収益率 (A)	0.99
うち自家運用(簿価)	0.36
うち委託運用(時価)	1.81
収益率実績 (B)	4.50
うち自家運用(簿価)	0.39
うち委託運用(時価)	10.16
実績-期待 (B-A)	3.51
うち自家運用(簿価)	0.03
うち委託運用(時価)	8.35
市場収益要因	6.43
超過収益要因	2.03
資産配分効果	1.70
個別資産効果	0.26
複合効果	0.06
手数料要因	▲ 0.11
利益剰余金(C)(億円)	6,331
想定損失額(D)(億円)	5,276
利益剰余金過不足(C-D)	1,055

要因分解・分析



- 委託運用の収益上振れを要因分解すると、市場収益要因、超過収益要因ともにプラス寄与しているが、大宗が市場収益要因によるものである。超過収益要因の内訳では、資産配分効果のプラス寄与が大きいが、個別資産効果もプラス寄与している。
- 資産運用に関する評価報告書において、機構は運用実績と期待収益率との差異の原因を分析、確認して、その原因を踏まえて必要な対応を検討、実施しているものとの評価を受けた。

【図表1】超過収益率の要因分析表

(単位: %)

	令和4年度	令和5年度
期待収益率(A)	2.13	1.81
収益率実績(B)	△ 2.04	10.16
委託運用の複合ベンチマーク騰落率(C)	△ 2.07	8.24
実績－期待 (B)－(A)	△ 4.17	8.35
市場収益要因(C)－(A)	△ 4.20	① 6.43
超過収益要因(B)－(C)－(D)	0.12	2.03
資産配分効果	0.03	② 1.70
個別資産効果	0.13	③ 0.26
複合効果	△ 0.04	0.06
手数料要因(D)	△ 0.10	△ 0.11

※複合ベンチマーク騰落率とは、資産（国内債券・外国債券・国内株式・外国株式）全体のベンチマーク騰落率であり、各資産のベンチマーク騰落率を基本ポートフォリオの構成比で加重平均して算出したもの。

- 市場収益要因が大きなプラス寄与となったことも考慮しつつ、機構は基本ポートフォリオの重要な前提条件である、金融経済情勢が変化した可能性が高いと判断し、基本ポートフォリオの見直しについて既に検討を開始している。  
その後、マイナス金利の解除を踏まえ、令和6年度も基本ポートフォリオの見直しについて具体的な審議を進めている。
- 資産配分効果の大きなプラス寄与は、特に年度後半に国内外の株価が上昇した相場環境の影響である。期中は、ルールに基づき資産間リバランスを実施したが、この資産配分効果の大きさを踏まえて、基本ポートフォリオを見直す際には、乖離許容幅の妥当性についても検証する方針である。
- 個別資産効果については、令和5年度は大きな寄与とまでは言えないものの、手数料要因のマイナス寄与を十分に打ち消すプラス寄与となっており、アクティブ運用の効果は出ているものと考えている。各資産の超過収益率については、4資産のうち外国株式にて、価格変動リスクの低い銘柄に投資するファンドが相場上昇局面で大きく劣後した為超過収益率を確保できなかったが、他の3資産についてはプラスの超過収益率を確保した。

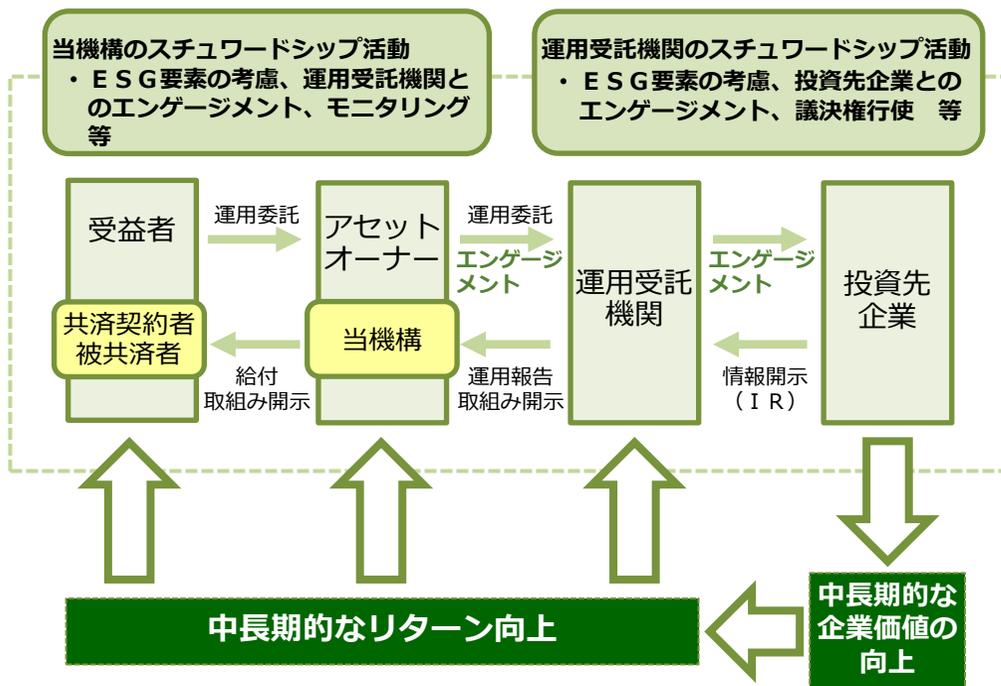
各資産の超過収益率

国内債券	0.17%
国内株式	2.63%
外国債券	0.20%
外国株式	△0.47%

# スチュワードシップ責任に係る取組

- 当機構は、インベストメント・チェーンを通じ、運用受託機関に対し、投資先企業の企業価値向上やその持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターン拡大を求めている。運用受託機関には、スチュワードシップ活動の一環として、投資先企業に対し、企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）等を行うことを求めている。
- 令和5年度は、従来より年次で実施している運用受託機関によるスチュワードシップ活動報告会（18社）と、大手金融機関及びそのグループのトップ（9社）との面談（以下、トップ面談）を実施した。加えて、責任投資に関する考え方、方針を定めた「責任投資方針」を策定・公表した。PRI（責任投資原則）署名については、専門人材を採用する等必要な体制を整備し、令和5年8月に署名した。また、同年10月に日本で初開催されたPRI関連の国際会議に署名機関として参加した。
- 今後も、PRI（責任投資原則）署名機関として、ESG要素の投資戦略への組入、情報発信力の強化策や、アセットオーナー・プリンシプルへの対応等を検討・実施する方針。

## インベストメント・チェーンを通じたスチュワードシップ活動



## 令和5年度の活動

- スチュワードシップ活動報告会（令和5年10月～12月：18社）
- トップ面談（令和5年11月～令和6年4月：9社）
- 各運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する、目的・実施体制やエンゲージメントの内容等につき確認し、意見交換を実施（当機構役員参加率100%）。
- 責任投資方針策定（令和5年7月）
- PRI署名（令和5年8月）
- PRI関連の国際会議に署名機関として参加（令和5年10月）
- 理事長が大手金融機関及びそのグループのトップと建設的な対話を実施。ESG課題への対応や資産運用業の方向性についての問題意識を共有。

## 今後の方針

- PRI（責任投資原則）署名機関として、ESG要素の投資戦略への組入（運用受託機関のスチュワードシップ活動への評価導入（令和6年4月））、情報発信力の強化策（責任投資活動報告書作成・公表（令和6年6月））や、アセットオーナー・プリンシプル（令和6年夏頃策定予定）への対応等を検討・実施する方針。

# 評価項目No. 1-2 退職金共済事業(一般の中小企業退職金共済事業)

困難度 高

重要度 高

自己評価 B

## I 中期目標の内容

### (1) 加入促進対策の効果的実施【重要度 高】

- 中退共制度が従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを十分踏まえつつ、長期的に持続可能な制度とするため、必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、取組を実施すること。
  - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。
  - ・ 個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。
  - ・ 説明会(オンライン説明会含む。)の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。

**【重要度 高】である理由：一般の中小企業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには、被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。**

### (2) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
  - ・ 退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 加入促進活動に携わる関係者(普及推進員・特別相談員)、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。
  - ・ 毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。
  - 普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、サービスの向上や加入促進に活用すること。

### (3) 中退共システム再構築【重要度 高】【困難度 高】

- 2026(令和8)年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応を取ること。また、システム再構築と並行して、2025(令和7)年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。
  - ・ 一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026(令和8)年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。

**【重要度 高】である理由：制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であるため。**

**【困難度 高】である理由：再構築は、基本構造とプログラミング言語を刷新する大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があるため。**

### (4) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。
  - ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。
  - ・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<b>（1）加入促進対策の効果的実施【重要度高】</b> ○長期的に持続可能な制度とするため、必要な被共済者数を安定的に確保することを目的として、取組を実施すること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。 （令和5年度目標 360,000人以上）	360,877人	100.2%				
	・個別事業主に対する勧奨を普及推進員1名あたり平均月17件以上行うこと。	平均月19.5件	115%				
	・説明会（オンライン説明会含む。）の回数24回以上及び参加者数300人以上とすること。	説明会26回 383人	108% 128%				
<b>（2）サービスの向上</b> ○契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%				
○加入促進活動に携わる関係者（普及推進員・特別相談員）、関係団体等の意見・要望を定期的に収集・聴取するとともに、各種統計の分析を行うなど、現況の把握に努め、得られた情報を整理・共有し、より効果的な活動につなげること。	・毎年度1回以上、関係団体等からの意見・要望の聴取及び情報交換の結果をとりまとめて分析し、加入促進に活用すること。	1回	100%				
	・普及推進員・特別相談員については、年7回以上、ブロック会議等を開催し、サービスの向上や加入促進に活用すること。	8回	114%				
<b>（3）中退共システム再構築【重要度高】【困難度高】</b> ○2026（令和8）年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応を取ること。また、システム再構築と並行して、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。	・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。		—				
<b>（4）確実な退職金の支給に向けた取組</b> ○未請求退職金の縮減の観点から、未請求者数縮減のための対策及び効果的な周知広報を行うこと。	・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること。	1.96%	102%				
	・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすること。	0.63%	79%				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

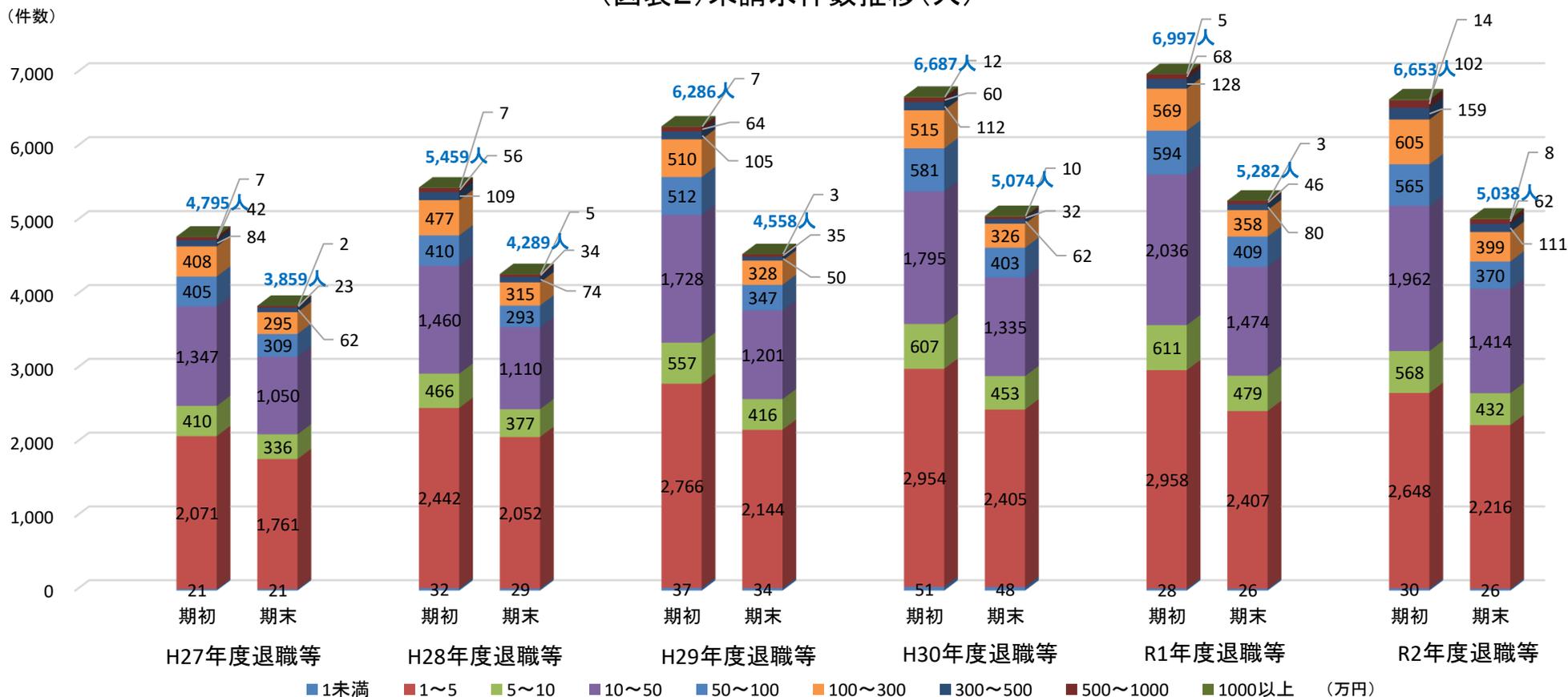
指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。
<b>加入促進対策の効果的实施</b>	②オンライン説明会の参加者数が増加した主な要因として、ホームページを中心に開催案内を掲載し参加募集をしていたことに加え、関係団体及び業界団体等を通じて説明会開催案内の周知依頼等を行うとともに、これまで説明会の申込についてFAX受付だったところ、説明会への参加が容易となる施策としてホームページに申込フォームの掲載を開始し、オンラインからも申し込みができるよう見直しをしたことで説明会参加者が増加した。
<b>確実な退職金の支給に向けた取組</b>	③今年度対象の未請求者については、今年度期初において100万円以上の高額未請求者の割合が13.2%と第4期中期計画期間の平均（11.1%）と比べ高かった。未請求金額の総額における高額未請求者の金額の割合についても71.2%と第4期中期計画期間の平均（66.6%）に比べ高かった。

### Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
<b>加入促進対策の効果的実施</b>	<p>未加入事業所を対象としたオンライン説明会、無料相談申出事業所に対する事業所訪問活動の実施など個別事業主に対する加入勧奨等や関係団体等での各種会議等で制度内容や加入手続等の説明を行うなど、引き続き積極的・効率的に加入促進活動を行ったことに加え、広報媒体を総合的・有機的に組み合わせて、周知広報活動等を実施したことにより加入目標数を上回ることができた。</p>
<b>中退共システム再構築</b>	<p>中退共システム再構築については、同システム本体の基本設計工程、詳細設計工程を完了し、製造／単体テスト工程を開始するなど着実に進捗した。</p> <p>具体的には、システム基盤のハードウェア等の導入・環境構築とデータセンター業務を担う業者を決定、要件定義を行い設計工程を開始したほか、新システムへの移行を円滑に実施するためのPMO支援業者による業務部門支援強化を行った。この間、工程管理支援業者（PMO支援業者）も活用して適切に進捗管理を行い、概ね順調にプロジェクトを進捗させた。また、中退共システムの周辺システムである退職金（解約手当金）請求書自動読取（OCR）等システムについて、機器の性能を勘案して仕様を見直したうえで、再構築後の中退共システムに対応するシステムの構築・運用・保守業務を担う業者を決定したほか、現行詳細設計書の不備が発覚した退職金計算プログラムについて、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。</p>
<b>確実な退職金の支給に向けた取組</b>	<p>未請求の原因調査結果を踏まえた追加対策も実施することで、「請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度2.0%以下とすること」という目標については1.96%と達成することができた。</p> <p>一方、3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.5%以下とすることとする目標については未達であった。今年度対象の未請求者については、今年度期初において100万円以上の高額未請求者の割合が13.2%と第4期中期計画期間の平均（11.1%）と比べ高かった。その中で今年度の取組もあり退職後3年目における年間の退職金支払額は増加し、100万円以上の高額未請求者層に対する支払額も昨年度を上回る結果となっており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される（P12図表2参照）。</p> <p>請求者数 R1: 1,170人 ⇒ R2: 1,728人 ⇒ R3: 1,613人 ⇒ R4: 1,715人 ⇒ R5: 1,615人          退職金支払額 R1:752百万円 ⇒ R2:1,030百万円 ⇒ R3:997百万円 ⇒ R4:1,008百万円 ⇒ R5:1,179百万円</p>

# 参考事項

(図表2) 未請求件数推移(人)



	27年度退職等		28年度退職等		29年度退職等		30年度退職等		R1年度退職等		第4期中期計画期間の平均		R2年度退職等	
	期初	期末	期初	期末	期初	期末								
件数	4,795	3,859	5,459	4,289	6,286	4,558	6,687	5,074	6,997	5,282	6,045	4,612	6,653	5,038
請求件数	-	936	-	1,170	-	1,728	-	1,613	-	1,715	-	1,433	-	1,615
金額(百万円)	2,103	1,467	2,414	1,662	2,673	1,643	2,830	1,833	3,020	2,012	2,608	1,723	3,476	2,297
請求金額(百万円)	-	636	-	752	-	1,030	-	997	-	1,008	-	885	-	1,179
高額者未請求件数	541	382	649	428	686	416	699	430	770	487	669	429	880	580
高額者未請求金額	1,396	920	1,671	1,107	1,773	1,019	1,866	1,136	1,983	1,270	1,738	1,090	2,476	1,598
高額者未請求件数構成比	11.3	9.9	11.9	10.0	10.9	9.1	10.5	8.5	11.0	9.2	11.1	9.3	13.2	11.5
高額者未請求金額構成比	66.38	62.71	69.22	66.61	66.33	62.02	65.94	61.97	65.66	63.12	66.6	63.3	71.2	69.6

※高額者は百万円以上の未請求者

# 評価項目No. 1-3 退職金共済事業(建設業退職金共済事業)

自己評価 **B**

困難度 高

重要度 高

## I 中期目標の内容

### (1) 加入促進対策の効果的実施【重要度 高】

- 建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
  - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。

**【重要度 高】である理由：建設業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。**

### (2) サービスの向上【重要度 高】【困難度 高】

- 電子申請方式について、建設キャリアアップシステム(CCUS)とのデータ連携や、メニューの充実・改善を行い一層の利用促進を図ること。
  - ・ 中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。
  - ・ 中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。
- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
  - ・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 共済契約者等の利便性を高める観点から、ホームページや電子申請専用サイトの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。
  - ・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

**【重要度 高】である理由：建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があるため。**

**【困難度 高】である理由：電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあるため。**

### (3) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期末更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
  - ・ 住所が把握できた全ての長期末更新者へ、未更新期間3年経過時点及びその後一定期間経過時点に、手帳更新、退職金請求等の手続を要請すること。
  - ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少(住所情報把握者については15%以上減少)させること。
- 過去2年間手帳の更新手続がない共済契約者に対し、手帳更新等の手続きの要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイント充当のための周知及び取組を促進すること。
  - ・ 過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、手帳更新の要請等を行い、新たに長期末更新者に該当することになる被共済者の数を中期目標期間の最終年度までに13,000人以下に減少させること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<b>（1）加入促進対策の効果的实施【重要度高】</b> ○建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を47万6,000人以上とすること。 （令和5年度目標 99,000人以上）	105,230人	106.3%				
	・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。	—	—				
<b>（2）サービスの向上【重要度高】【困難度高】</b> ○電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、メニューの充実・改善を行い一層の利用促進を図ること。	・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 （令和5年度目標 6%以上）	4.97% (R6年3月実績)	83.3% (年間) ※P16図表4参照				
	○諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%			
○加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建設業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%				
<b>（3）確実な退職金の支給に向けた取組</b> ○長期未更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期未更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・住所が把握できた全ての長期未更新者へ、未更新期間3年経過時点及びその後一定期間経過時点で、手帳更新、退職金請求等の手続を要請すること。	実施済	100%				
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—				
○過去2年間手帳の更新手続がない共済契約者に対し、手帳更新等の手続きの要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイント充当のための周知及び取組を促進すること。	・過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者に対して、手帳更新の要請等を行い、新たに長期未更新者に該当することになる被共済者の数を減少させること。	—	—				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

### Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
<b>加入促進対策の効果的実施</b>	これまでの取組に加え、新たな取組としては、国土交通省主催の「一人親方の適正な働き方に関する説明会」において加入勧奨の依頼を行ったことなどによって、制度の普及及び加入勧奨に努めた結果、就労者数の減少や資材高騰等、建設業界の厳しい状況が続いているにもかかわらず、前年度を超える加入数を上げた。
<b>サービスの向上</b>	退職金ポイントの掛金納付率については目標達成に至らなかったが、事業者や労働関係団体等から、電子申請に対する使い勝手、課題及び要望等の聞き取りを行い、電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関プッシュ型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを定め、各所に合わせたアプローチを柔軟に行った。 また、事務手続きにおいては、様式のダウンロード化や見直しを行い、共済契約者及び被共済者が申請する手続きにおける事務の軽減や簡略化を図った。
<b>確実な退職金の支給に向けた取組</b>	これまでの取組に加え、新たな取組として、前中期目標期間に、75歳に達した手続要請者のうち、手続を行っていない今中期目標期間中に80歳に達する被共済者に対し、退職金請求等の手続をとるよう再度要請した。

(図表3) 電子申請方式の利用状況 (令和6年3月末)

共済契約者数(A)	174,673所
電子申請専用サイトログイン数(B)	41,403件
全共済契約者におけるログイン率(B/A)	23.7%

(図表4) 月別電子申請掛金納付率



## 様々なアプローチから電子申請方式の普及拡大へ

### ①金融機関プッシュ型

金融機関においては、従前より証紙取扱支店の削減や、予約制の導入などのほか、最近のDX化の動きによって証紙に係る事務を見直す動き。

金融機関のDX化の動きに合わせ、金融機関の顧客に対する働きかけを連携して実施。

### ③地域企業リーダーシップ型

まずは、実際の現場の活用を通じて課題の抽出、共有が必要。

各都道府県の建設業協会等と連携し、モデル地区や地域の中心企業等の現場においてモデル工事を実施。課題や活用にあたってのポイント等を抽出し、取組を横展開。

### ②発注者推奨型

建設工事におけるDX化の一環として、工事書類のスリム化（簡素化）、インフラ分野のDXにより、工事の円滑な施工管理、働き方改革を推進する動きが加速。

公共工事をはじめとする発注者に対し、建退共の手続きについて原則電子化の推奨を依頼。

### ④大手企業DX推進型

大手企業の一部において、DX推進する中で、建退共の一斉電子化も依頼。協力会社も含めた一斉電子化の動き。

大手企業に電子申請の導入を依頼。導入にあたっては、既に実施している企業の例をモデルケースとし、協力会社を含む働き方改革のモデルケースとして取組を横展開。

# 評価項目No. 1-4 退職金共済事業(清酒製造業退職金共済事業)

自己評価 **B**

重要度 高

## I 中期目標の内容

### (1) 加入促進対策の効果的実施【重要度 高】

- 清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。
  - ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。

【重要度 高】である理由：清酒製造業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。

### (2) サービスの向上

- 諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。
  - ・ 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。
- 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。
- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。
  - ・ 毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

### (3) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。
  - ・ 長期末更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
  - ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<p><b>(1) 加入促進対策の効果的実施【重要度高】</b>            ○清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p>	<p>・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を270人以上とすること。            (令和5年度目標 70人以上)</p>	75人	107.1%				
<p><b>(2) サービスの向上</b>            ○諸手続、事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p>	100%	100%				
<p>○加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清酒製造業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p>	1回	100%				
<p><b>(3) 確実な退職金の支給に向けた取組</b>            ○長期未更新者縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底、長期未更新者への現況調査により手帳更新又は退職金請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p>	<p>・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p>	実施済	100%				
	<p>・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p>	—	—				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	<p>要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること)          同一指標で<b>2年続けて</b>達成度が120%以上又は80%未満の場合は、<b>目標変更の要否</b>についても記載すること。</p>

**Ⅲ 評定の根拠**

根 拠	理 由
<b>加入促進対策の効果的実施</b>	<p>清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和5年度末で90%以上が清退共制度に加入している。令和5年度は酒類等製造免許新規取得事業所2所と未加入事業所179所に対し、加入勧奨の際に本格焼酎・泡盛を製造する事業所向けの新リーフレットを添付し発出するほか、既加入の全事業所（休業除く）1,787所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどの対策を講じた。</p>
<b>確実な退職金の支給に向けた取組</b>	<p>長期末更新者については令和5年度末に2,861人となり、令和4年度末の2,907人を下回った。          主な対策          ・新規加入時等に住所を把握し、加入したことを本人へ通知（75件）。          ・未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続を取るよう要請、2年経過後にもフォローアップ調査を実施（調査合計24件）。          ・令和5年度は未更新期間が3年以上の被共済者（1,137人）についても調査を実施。</p>

# 参考事項

## ○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
  - ・独立行政法人酒類総合研究所への広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示を依頼。〈令和5年度に新たに実施〉
- 未加入事業所に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
  - ・酒類等製造免許新規取得事業所 2所
  - ・未加入事業所 179所（単式蒸留焼酎・みりんを製造する未加入事業所）
  - ・既加入事業所 1,787所
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。〈令和5年度に新たに実施〉
  - ・新リーフレットの作成（6月）
  - ・「本格焼酎・泡盛とうまいもん祭」のイベントにおけるパンフレット等の配布（7月）
  - ・九州本格焼酎協議会の通常総会にける制度説明（9月）
  - ・新たに広報資料を作成し、九州本格焼酎協議会の会員に対し、更なる加入勧奨を実施（10月）
- 10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動を集中的に展開した。
  - ・関係団体等による広報記事掲載 3件
    - 醸界タイムス社 「醸界タイムス」（9月29日掲載）
    - 日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号及び「会員専用ホームページ」
  - ・NHKへの放送協力依頼（54支局）
  - ・全国酒類製造名鑑2023年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して、日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名による制度への加入勧奨を実施した。

# 評価項目No. 1-5 退職金共済事業(林業退職金共済事業)

困難度 高

重要度 高

自己評価 A

## I 中期目標の内容

### (1) 累積欠損金の処理【重要度 高】【困難度 高】

- 2024(令和6)年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020(令和2)年11月に策定した「累積欠損金解消計画」(以下「解消計画」という。)の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。

- ・中期目標期間の最終年度に、解消計画(見直しを行った場合は見直し後の解消計画)に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。

**【重要度 高】である理由：累積欠損金をできる限り早期に解消し、財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要事項であるため。**

**【困難度 高】である理由：累積欠損金解消計画の見直しについては、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組や資産運用面の検討など慎重な調整を要するため。**

### (2) 加入促進対策の効果的実施【重要度 高】

- 林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

- ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とすること。

**【重要度 高】である理由：林業退職金共済制度を長期的に持続可能とするためには被共済者数の安定的な確保が不可欠であるため。**

### (3) サービスの向上

- 諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

- ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。

- 共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

- 加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

- ・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

### (4) 確実な退職金の支給に向けた取組

- 長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

- ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

- ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<b>（１）累積欠損金の処理</b> <b>【重要度 高】【困難度 高】</b> ○2024（令和6）年度までに開始される予定の財政検証や特定業種退職金共済制度のあり方の検討の結果を踏まえて、機構が2020（令和2）年11月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを速やかに行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。	・中期目標期間の最終年度に、解消計画（見直しを行った場合は見直し後の解消計画）に定める当該年度の累積欠損金の金額を達成すること。	剰余金（欠損金）の水準が解消計画を大幅に上回った。また、累積欠損金を解消した。	達成				
<b>（２）加入促進対策の効果的実施【重要度高】</b> ○林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。	・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を6,900人以上とすること。 （令和5年度目標 1,500人以上）	1,550人	103.3%				
<b>（３）サービスの向上</b> ○諸手続及び事務処理等を継続的に点検し、必要に応じて見直しを行うこと。契約及び退職金給付に当たり、厳正かつ迅速な審査を実施すること。	・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。	100%	100%				
○加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林業退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	・毎年度1回以上、加入者、関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。	1回	100%				
<b>（４）確実な退職金の支給に向けた取組</b> ○長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。	・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。	実施済	100%				
	・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。	—	—				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

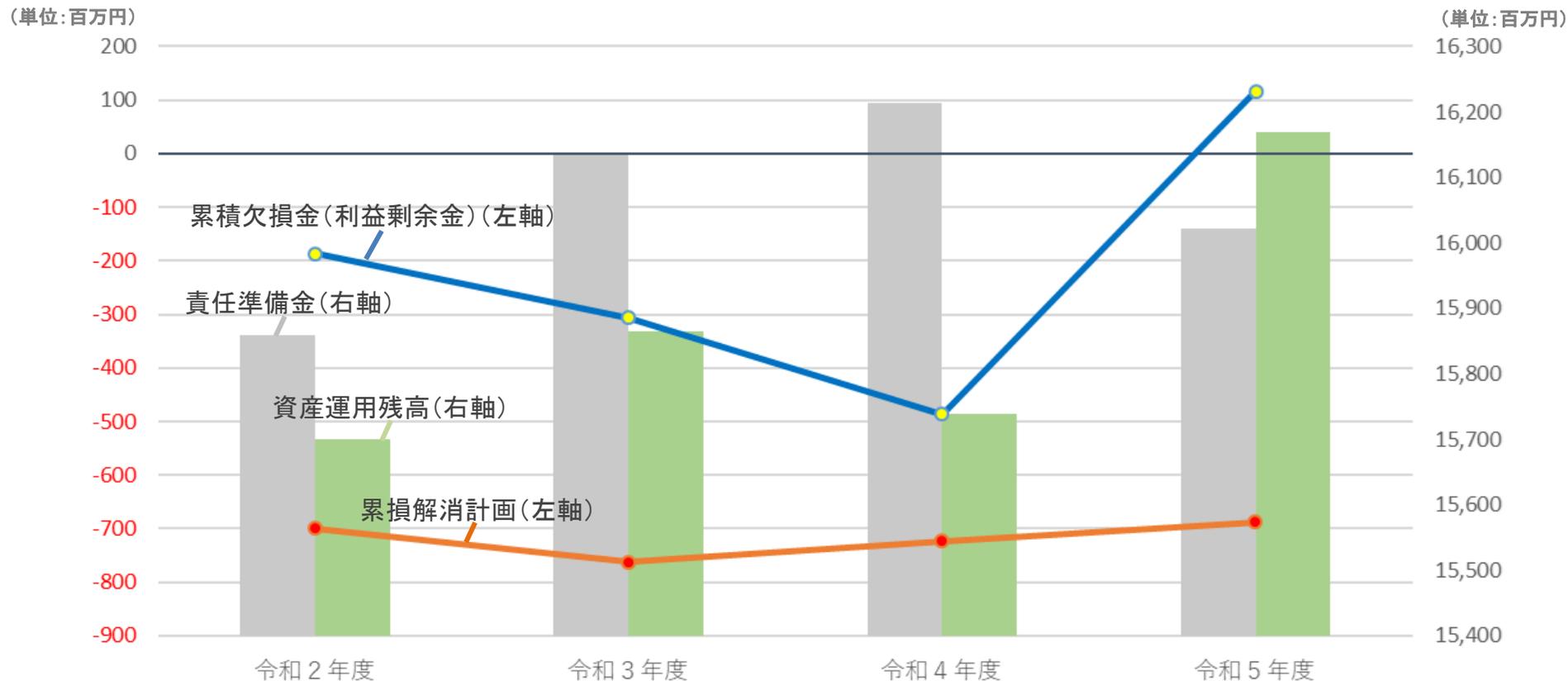
指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
<b>累積欠損金の処理</b>	令和5年度の決算では、資産運用において内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与し、640百万円の運用収入を確保できたことで、当期総利益が602百万円となり資産運用残高が責任準備金を上回った。その結果、当初の解消計画を大幅に上回り令和4年度末の累積欠損金486百万円を解消し、令和5年度末は116百万円の利益剰余金となった（P24図表5参照）。 累積欠損金を解消した直接の要因は上記のとおり運用収入を確保できたことであるが、①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③予定運用利回りの引下げ、④業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった、これまでの一連の施策の効果が結実したものであると思料。
<b>加入促進対策の効果的実施</b>	国有林野事業受託事業体等の未加入事業所に対して加入勧奨の文書を発出するほか、既加入の全事業所3,286所に対して、期間雇用者を新たに雇い入れた場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請した。また、林野庁に対して「緑の雇用」の実施に当たり事業主に対する加入指導の要請を行うとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体のうち未加入団体への加入勧奨を行うなどの対策を講じた。
<b>確実な退職金の支給に向けた取組</b>	長期未更新者については令和5年度末に1,999人となり、令和4年度末の2,110人を下回った。 主な対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規加入時等に住所を把握し、加入したことを本人へ通知（1,550件）。</li> <li>・未更新期間が3年経過した被共済者の調査を行い、住所判明者に対し退職金請求等の手続を取るよう要請、2年経過後にもフォローアップ調査を実施（調査合計129件）。</li> <li>・令和5年度は未更新期間が3年以上の被共済者（1,422人）についても調査を実施。</li> </ul>

## 参考事項 (図表5) 累積欠損金の処理に関する事項

### 累積欠損金(解消計画と実績)の推移



(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
累積欠損金(利益剰余金)	-187	-306	-486	116
累積解消計画	-700	-762	-723	-688
責任準備金	15,859	16,134	16,214	16,021
資産運用残高	15,701	15,865	15,738	16,170

# 参考事項

## ○ 加入促進対策の効果的実施に関する事項

- 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
  - ・林野庁本庁の展示スペース、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターへの広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示を依頼。〈令和5年度に新たに実施〉
- 林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、個別に広報記事の掲載（734所）を要請、189所の自治体の広報誌掲載を確認。
- 未加入事業主に対して加入勧奨を行うほか、既加入事業所に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。
  - ・共済契約者に対し文書による要請（3,286件）
  - ・「国有林野事業の受託事業体」（34事業体）、「意欲と能力のある林業経営体」（111事業体）及び「育成を図る林業経営体」（82事業体）のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した（227事業体）。
  - ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進に係る働きかけを実施していただいたうえで、林退共からは、リストの提供のあった「栃木県・愛知県・佐賀県の林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した（186事業体）。〈令和5年度に新たに実施〉
  - ・全国素材生産業協同組合連合会」会員名簿より未加入事業者を抽出し、文書を送付し加入勧奨を実施した（395事業体）。〈令和5年度に新たに実施〉
  - ・林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請。
  - ・林野庁の協力（履行指導の要請）のもと、「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について、文書を送付した（200事業体）。
- 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。
  - ・ブロック林材業安全管理推進会議、林業木材産業作業安全講習会及び林業就業支援事業研修会（厚労省、林野庁主催）において広報資料を配布及び制度内容や加入手続等を説明。
- 10月を加入促進強化月間とし、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。
  - ・関係団体等による広報記事掲載、NHKへの放送協力依頼（54支局）。
- 一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体(86団体)に加入勧奨を実施した。
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターへ、同センターが実施する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施した（38整備事務所等）。

# 評価項目No. 1-6 財産形成促進事業

自己評価 **B**


## I 中期目標の内容

### 1 融資業務の実施

- 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。
  - ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### 2 利用促進対策の効果的实施

#### (1) 関係機関等と連携した利用促進対策

- 財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。
  - ・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。
  - ・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

#### (2) 特別な支援を必要とする者への対応

- 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

### 3 財務運営

#### (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。

#### (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

## II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<b>1 融資業務の実施</b> ○勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。	・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。	4.22日	100%				
<b>2 利用促進対策の効果的実施</b> <b>(1) 関係機関等と連携した利用促進対策</b> ○財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。	・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。 (令和5年度目標 380件以上)	456件	120.0%				
	・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。	34回	113.3%				

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。
中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数	②財形持家転貸融資の新規借入申込件数については、継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与(※)したことにより、目標件数を達成した。 (※) 目標値380件に対して、313件の新規借入申込者が子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等を利用。

## III 評定の根拠

根 拠	理 由

# 評価項目No. 1-7 雇用促進融資事業

自己評価 **B**


## I 中期目標の内容

- 雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

## II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達成度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

## III 評定の根拠

根拠	理由
適切な債権管理	雇用促進融資業務については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報収集と現状把握により債権の適切な管理に努めた。リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、適切な管理とあわせて必要に応じた措置を講ずる等して効果的な回収、処理に努めるとともに、リスク管理債権の処理を進めるため償却方法等を検討し、処理が滞っている債権について、個別に償却フローを作成した。

# 評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する事項

自己評価 **B**

困難度 高

重要度 高

## I 中期目標の内容

### 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施、働き方改革の推進等の観点から会議の電子化、効率化、職員のテレワークの推進をはじめとした見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

### 2 業務運営の効率化に伴う経費削減

- 中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

### 3 給与水準の適正化

- 給与水準については、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

### 4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】【困難度 高】

#### (1) 中退共システム【再掲】

#### (2) 建退共の電子申請方式導入【再掲】

#### (3) 情報システムの整備及び管理

- デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

#### (4) 手続の電子化

- 情報システムの整備及び管理を行うPJMO（プロジェクト推進組織）を支援するため、PMO（全体管理組織）の設置等の体制整備を進めること。また、各種の申請手続について保有する個人情報の保護を確実に確保した上で、e-Govの活用等、オンライン化を進めること。

**【重要度 高】である理由：**一般の中小企業退職金共済制度の基幹業務に関わるシステムについて、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するための再構築であるため。建設業退職金共済制度の電子申請方式について、建設技能労働者の高齢化や建設業界の人手不足の深刻化といった状況の中、建設業退職金共済制度の加入者の利便性の向上を図る必要があるため。

**【困難度 高】である理由：**中退共システムについて、中退共システム再構築は基本構造とプログラミング言語を刷新するという大規模な再構築であること、加えて、システム再構築と並行して、情報セキュリティを確保しつつ申請手続等のオンライン化を実施する必要があるため。建設業退職金共済制度の電子申請方式について、電子申請方式導入後も就労実績報告作成ツールの改良を行うなど継続して利用者の利便性向上を図るものの、中小零細企業ではパソコンやインターネットが必ずしも十分に活用されていない実態もあり、電子申請方式の利用が進んでいない現状にあるため。

### 5 契約の適正化の推進

- 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を推進すること。

## II 指標の達成状況

目標（指標に関連する項目を簡条書きで簡潔に記載すること）	指 標	令和5年度		令和 年 度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			
<p><b>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</b> ○中期目標期間の最終年度までに、システム関連経費並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費は、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費は、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p>	<p>業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2022（令和4）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p>	—	—				
<p><b>4 業務の電子化に関する取組【重要度 高】 【困難度 高】</b> （1）中退共システム【再掲】 ○2026（令和8）年度に新システムの運用開始を目指し、設計・開発の着実な進捗管理、想定外の事態への適切な対応を取ること。また、システム再構築と並行して、2025（令和7）年末までに手続のオンライン化を実現すること。再構築後には、事務効率化の観点からのシステム化及び手続のオンライン化の機能改善を図ること。</p>	<p>・一般の中小企業退職金共済事業における中退共システムについて、2026（令和8）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応すること。</p>	設計・開発の着実な進捗管理を行い、順調に進捗させた。想定外の事態にも適切に対応した。	—				
<p>（2）建退共の電子申請方式導入【再掲】 ○確実な掛金納付・退職金支給、共済契約者の事務負担の軽減等を図ることを目的として導入した電子申請方式について、建設キャリアアップシステム（CCUS）とのデータ連携や、オンライン申請機能・メニューの充実・改善を行うことにより、一層の利用促進を図ること。</p>	<p>・中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上とすること。</p>	—	—				
	<p>・中期目標期間中に電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 （令和5年度目標 6%以上）</p>	4.97% （R6年3月実績）	83.3% （年間） ※P16図表4参照				

## 要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

## Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
<b>業務の電子化に関する取組</b>	<p>【中退共システム】【再掲】 中退共システム再構築については、同システム本体の基本設計工程、詳細設計工程を完了し、製造/単体テスト工程を開始するなど着実に進捗した。</p> <p>具体的には、システム基盤のハードウェア等の導入・環境構築とデータセンター業務を担う業者を決定、要件定義を行い設計工程を開始したほか、新システムへの移行を円滑に実施するためのPMO支援業者による業務部門支援強化を行った。この間、工程管理支援業者（PMO支援業者）も活用して適切に進捗管理を行い、概ね順調にプロジェクトを進捗させた。また、中退共システムの周辺システムである退職金（解約手当金）請求書自動読取(OCR)等システムについて、機器の性能を勘案して仕様を見直したうえで、再構築後の中退共システムに対応するシステムの構築・運用・保守業務を担う業者を決定したほか、現行詳細設計書の不備が発覚した退職金計算プログラムについて、コード解析工程を導入しつつ新システムへの移行時期を変えない形でのスケジュール見直しを実施するなど、想定外の事象にも適切に対応した。</p> <p>【建退共の電子申請方式導入】【再掲】 退職金ポイントの掛金納付率については目標達成に至らなかったが、事業者や労働関係団体等から、電子申請に対する使い勝手、課題及び要望等の聞き取りを行い、電子申請システムの改善を図るとともに、さらなる普及拡大に向けた取組として、「金融機関プッシュ型」、「発注者推奨型」、「地域企業リーダーシップ型」、「大手企業DX推進型」の枠組みを定め、各所に合わせたアプローチを柔軟に行った。</p>
<b>契約の適正化の推進</b>	<p>契約の適正化について、機構の「調達等合理化計画」に基づき着実に実施した。契約は原則として一般競争入札によるものとし、企画競争方式や公募方式を行う場合には競争性及び透明性が十分確保される方法により実施している。特にシステム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保するよう努めた。</p> <p>令和5年度は中期目標期間の初年度のため、建退共各都道府県支部との5年間の業務委託契約を企画競争入札により行ったところ全て一者応札であった。それにより件数が増加しているが、公告期間の延長、十分な履行期間の確保及び競争参加資格等に過度の制限を設けないよう要件を点検するなど、一者応札の件数の抑制に努めた。また、業務監査、会計監査人による監査・検査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>

# 参考事項

## 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

- 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の業務の改善、事務処理の簡素化・迅速化を図った。

さらに、職場における業務改善に向けた優れた取組を表彰する「業務改善表彰制度」を設け、職員の意識啓発や組織の活性化を更に進めた。

### [ 主な改善実績 ]

- ・ 広報の統一化を目的として、機構にて法人の統一 SNS アカウントを取得し一本化した広報を行った。また、広報の連絡会議を開き事業部間の成功事例やノウハウなどの共有を図った。
- ・ 中退共ホームページを大幅にリニューアルし、利用目的ないし閲覧者の属性別に整理された構成にした。さらに、スマートフォン等からの環境に最適化したレスポンシブデザインを採用するなど、利便性を向上させた。
- ・ 建退共において厚生労働省と連携を図り、8月29日に労働政策審議会（勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）にて省令案について審議をいただいた。  
ワンストップ化に関連する中退法の省令改正及び約款の改定を行い、令和6年4月のスタートを目指し、共済契約者の住所や名称等の変更手続のワンストップ化を図った。

- 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（30件）。

## 2 業務運営の効率化に伴う経費削減

【指標】 一般管理費のうち削減対象経費（削減率） 中期期間目標値： 15%以上

【指標】 業務経費のうち削減対象経費（削減率） 中期期間目標値： 5%以上

### [ 参考 ]

一般管理費のうち削減対象経費	： 令和4年度予算額	( 180,607千円)	
	令和5年度実績額	( 127,764千円)	〔削減率29.3%〕
業務経費のうち削減対象経費	： 令和4年度予算額	( 4,130,850千円)	
	令和5年度実績額	( 3,960,301千円)	〔削減率 4.1%〕

# 評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 **A**


## I 中期目標の内容

### 第5 財務内容の改善に関する事項

- 「第3 I 5 (1) 累積欠損金の処理」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

## II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			

## III 評定の根拠

根拠	理由
<b>累積欠損金の着実な解消</b>	令和5年度の決算では、資産運用において内外株価上昇による委託運用部分の収益の拡大が大きく寄与し、640百万円の運用収入を確保できたことで、当期総利益が602百万円となり資産運用残高が責任準備金を上回った。その結果、当初の解消計画を大幅に上回り令和4年度末の累積欠損金486百万円を解消し、令和5年度末は116百万円の利益剰余金となった(P24図表5参照)。 累積欠損金を解消した直接の要因は上記のとおり運用収入を確保できたことであるが、①資産の合同運用、②継続的な経費削減、③予定運用利回りの引下げ、④業界等関係者とともに実施してきた加入促進活動といった、これまでの一連の施策の効果が結実したものであると史料。
<b>業務運営の効率化に考慮した予算の作成、管理</b>	中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、2022(令和4)年度予算(中期計画(第4期)から削減対象外とした経費を除いた額)と比較して、一般管理費3%減及び業務経費1%減とした令和5年度予算を策定し当該予算の適切な管理を通じた運営を行った。 *削減対象外経費(水道光熱費、事務室借料、システム関連経費、新規事業など)

# 評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 **B**

重要度 高

## I 中期目標の内容

### 1 ガバナンスの徹底【重要度高】

#### (1) 内部統制の強化

- 通則法によりガバナンスの強化が求められたことを踏まえ、内部統制を徹底すること。具体的には、統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等を図るとともに、統制活動として、責任の所在の明確化の徹底を図ること。

中期計画、年度計画の進捗状況について、理事会、運営委員会などでの報告・審議等を通じてP D C Aサイクルを適切に機能させ、引き続き効率的かつ効果的な組織運営を確保すること。

大量の個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定めた個人情報管理規程にのっとり、個人情報の適切な取扱いを行い、管理状況に係る監査を徹底すること。

#### (2) 情報セキュリティ対策の推進等

- サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構が大量に保有する銀行口座番号を含む重要な個人情報を適切に管理・保護する観点から、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透を図ること。また、システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

- 災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、業務継続のための体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講ずること。

#### (3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

- 中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。

特に、令和2年度の特定期種退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定期種退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。

また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

**【重要度 高】である理由：法人のガバナンスについては、通則法改正により強化が求められたものであり、機構のように、金融業務を行い、大量の機微な個人情報を保有している法人にとっては、その徹底が特に重要であるため。**

### 2 人事に関する事項

- 令和元年に策定した人材の確保・育成に係る方針に基づき、人材の確保・育成や職員の士気の向上に引き続き取り組むとともに、必要に応じ、同方針の見直しを行うこと。

- 資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進すること。

## II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達成度			

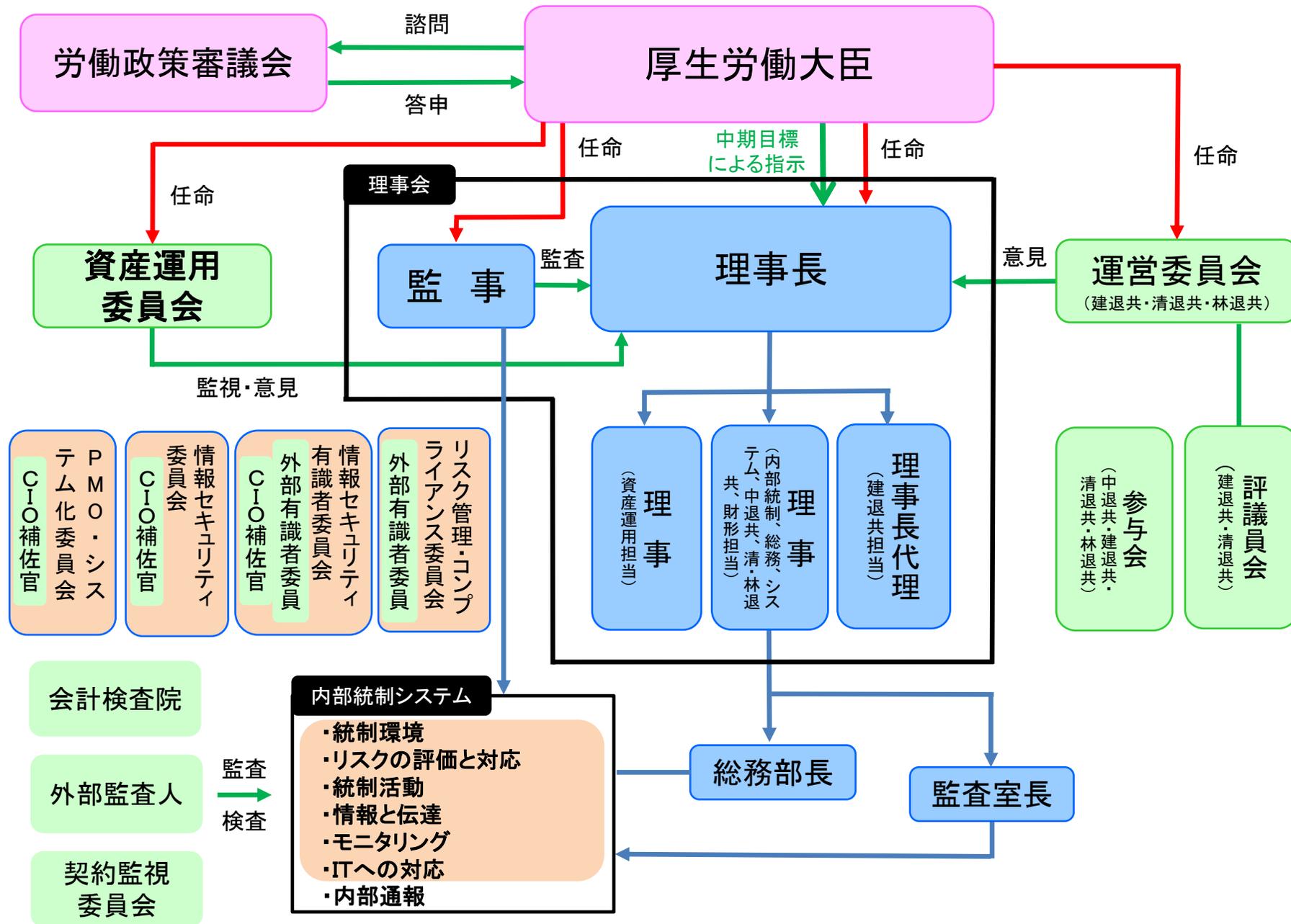
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

## III 評定の根拠

根拠	理由
<b>内部統制の強化</b>	機構が将来の退職金給付の貴重な原資を国民から託されていることを念頭に置き、引き続き、毎月の理事会において各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングしてP D C Aサイクルを適切に機能させるとともに、監事による監査や、独法通則法改正に伴うガバナンス体制強化のために設置した各委員会（P36参考事項参照）の有識者委員による助言等の外部モニタリング等に基づき有効な内部統制を図った。特に、機構のリスク・マップの更新を行うとともに、統制が急務である個人情報を取り扱う業務について、新たにC S A手法によるリスク管理表の作成に着手した。
<b>情報セキュリティ対策の推進等</b>	情報セキュリティに係る対策推進計画に基づき、サイバー攻撃等の脅威に対して、適時適切な情報セキュリティ対策を引き続き実施した。特に、標的型メール訓練や監査の実施方法等の改善を行った。また、政府の情報セキュリティポリシーの改定に伴い、機構におけるサイバーセキュリティのための対策基準の改定を行った。これらのセキュリティ対策の実施状況の把握及び今後の改善について、情報セキュリティ委員会等で審議し、対策の見直しを進めた。

# 勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制



評価項目No. 5-1 予算、収支計画及び資金計画・短期借入金の限度額・重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画・剰余金の使途・積立金の処分に関する事項

自己評価 B

※目標がないため、以下については計画より記述

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- ① 中退共事業においては 20億円
- ② 建退共事業においては 20億円
- ③ 清退共事業においては 1億円
- ④ 林退共事業においては 3億円
- ⑤ 財形融資事業においては 305億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

第9 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

## II 指標の達成状況

目標(指標に関連する項目を箇条書きで簡潔に記載すること)	指 標	令和5年度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		実績値	達成度	達 成 度			

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること) 同一指標で <b>2年続けて</b> 達成度が120%以上又は80%未満の場合は、 <b>目標変更の要否</b> についても記載すること。

## III 評定の根拠

根拠	理由